

第60回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2023年6月29日（木曜日）
午前10時

開催場所 兵庫県加古川市平岡町新在家字鴻野1389番地
株式会社 大真空 本社会議室

議案 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

株式会社 大真空
証券コード：6962



株主の皆さまへ

平素は格別のご高配を賜り厚く
お礼申しあげます。

第60回定時株主総会を2023年
6月29日(木)に開催いたします
ので、ここに招集ご通知をお届け
いたします。

2023年6月

株式会社大真空
代表取締役社長

飯塚 実



目次

第60回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	7
第2号議案 取締役（監査等委員である取締 役を除く。）6名選任の件	8

添付書類	
事業報告	13
連結計算書類	32
計算書類	34
監査報告書	36

証券コード 6962
2023年6月7日

株 主 各 位

兵庫県加古川市平岡町新在家字鴻野1389番地

株式会社 大真空

代表取締役社長 飯 塚 実

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっております。電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.kds.info>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（東京証券取引所ウェブサイトの確認手順）

- ① 上記の東証ウェブサイトへアクセス
- ② 「銘柄名（会社名）」に「大真空」または「コード」に「6962」を入力・検索
- ③ 「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択
- ④ 「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権行使についてのご案内に記載の方法により、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1.日 時** 2023年6月29日（木曜日）午前10時
2.場 所 兵庫県加古川市平岡町新在家字鴻野1389番地
株式会社 大真空 本社会議室

3.目的事項

- 報告事項** 1.第60期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算
書類監査結果報告の件
2.第60期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kds.info>）および東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎ 当社は法令および当社定款第17条の規定に基づき、次に掲げる事項については、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ◎ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

<株主さまへのお願い>

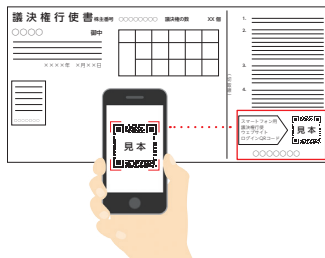
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により株主総会の運営を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kds.info>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で検温させていただき、発熱がある方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

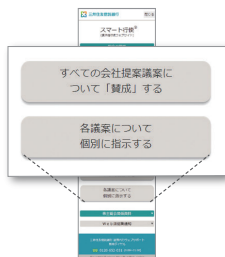
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

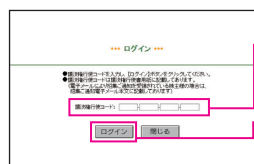
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

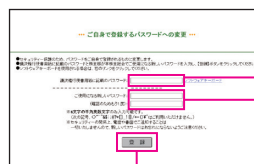
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、株主の皆さまのご支援、ご期待にお応えするため、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1.株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金14円

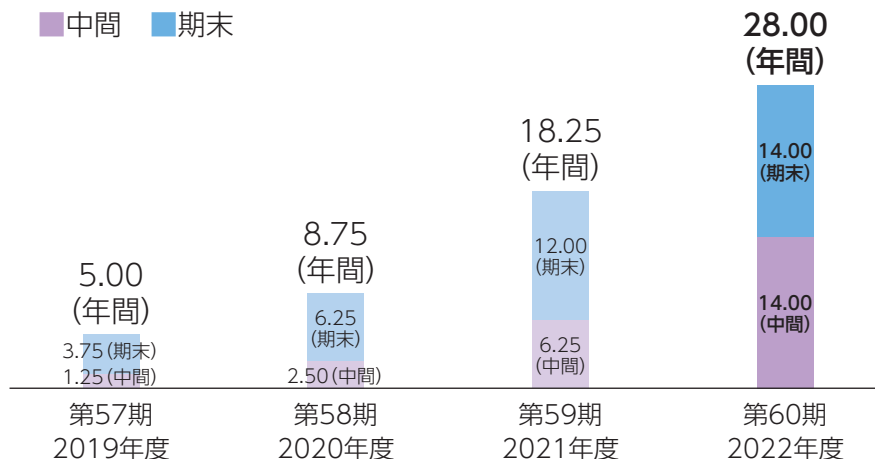
総額 451,899,728円

2.剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日

1株当たり年間配当金の推移

(単位：円)



※当社は2021年11月1日付で普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第57期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり年間配当金を算定しております。

※第57期期末配当は記念配当2.5円含む。


第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件


取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。


取締役候補者は、次のとおりであります。


候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任	 <p>は せ が わ そ う へ い 長谷川 宗平 (1953年6月9日生)</p>	<p>1977年4月当社入社 1989年4月当社電算本部長 1989年6月当社取締役 当社電算本部長 1991年6月当社常務取締役 当社営業部長兼電算部長 1992年7月当社代表取締役専務 当社営業統括本部長兼電算部長 1994年6月当社営業統括本部長 2000年11月当社代表取締役社長 2019年10月当社営業本部長 2021年7月当社代表取締役会長（現任）</p> <p>[取締役候補者とした理由] 当社において電算、営業部門の業務執行責任者を担当した後、2000年11月から代表取締役社長、2021年7月から代表取締役会長に就任。経営者としての豊富な経験と幅広い知識により当社グループを代表し、株主総会または取締役会が決定した業務を執行することで、更なる企業価値向上に注力しております。 こうした経験と実績を踏まえ、取締役候補者といたしました。</p>	973,828株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2 再任	 <p>いい づか みのる 飯 塚 実 (1961年9月14日生)</p>	<p>1985年4月当社入社 2004年2月当社中央研究所第一研究室長 2014年6月当社取締役 2014年7月当社中央研究所副所長 2015年4月当社生産本部長 2017年1月当社プロダクト本部長 2017年4月当社常務取締役 2018年7月当社事業統括担当 2019年4月当社専務取締役 2019年10月当社取締役副社長 当社技術開発室長 2021年7月当社代表取締役社長（現任）</p> <p>[取締役候補者とした理由] 当社において開発・技術部門、生産部門の業務執行責任者を担当した後、2019年10月から取締役副社長、2021年7月から代表取締役社長に就任。豊富な経験と幅広い知識により当社グループを代表し、株主総会または取締役会が決定した業務を執行することで、更なる企業価値向上に注力しております。 こうした経験と実績を踏まえ、取締役候補者いたしました。</p>	34,600株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3 再任	 <p>かわ さき まさ し 川 崎 正 志 (1955年12月12日生)</p>	<p>1978年3月当社入社 1990年11月当社鳥取第二工場技術部長 2002年4月当社生産技術部長 2004年7月当社徳島事業所長 2008年7月天津大真空有限公司総経理 2015年4月当社神崎工場長 2016年4月当社素材事業部長 2018年7月当社執行役員 当社素材本部長 2020年6月当社取締役 2021年7月当社常務取締役（現任） 2023年1月当社管理本部長兼素材本部長（現任）</p> <p>[取締役候補者とした理由] 当社において長年にわたり開発・技術部門の責任者および生産部門の責任者を担当し、豊富な経験と幅広い知識を有しております。また、2021年7月から常務取締役に就任。豊富な経験と幅広い知識により代表取締役を補佐し、助言するとともに、経営全般にわたる重要事項を協議しております。 こうした経験と実績を踏まえ、取締役候補者いたしました。</p>	14,700株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4 再任	 <p>は せ が わ し ん べい 長谷川 晋平 (1979年2月11日生)</p>	<p>2006年1月当社入社 2017年1月当社調査部長 2018年7月当社執行役員 当社営業本部副本部長 2018年7月当社営業戦略部長 2019年4月当社事業統括副担当 2020年4月当社営業本部副本部長 2020年6月当社取締役（現任） 2022年4月当社常務執行役員 当社社長室長 2023年1月当社専務執行役員（現任） 当社営業本部長（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] DAISHINKU(DEUTSCHLAND) GmbH 代表取締役</p> <p>[取締役候補者とした理由] 当社において長年にわたり営業・マーケティング部門の責任者を歴任しており、豊富な経験と幅広い知識を有し、経営の基本方針の策定に参画しております。 こうした経験と実績を踏まえ、取締役候補者といたしました。</p>	16,600株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5 再任	 <p>こ て ら と し あ き 小寺利明 (1963年7月25日生)</p>	<p>1992年4月小寺会計事務所入所 1992年9月税理士資格取得 2007年6月当社社外監査役 2015年6月当社社外取締役（現任）</p> <p>[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要] 税理士として税務業務を通じて会社経営に精通しており、客観的・中立的な立場から職務を適切に遂行できるものと判断したため、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、社外取締役候補者といたしました。</p>	15,900株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center;">6</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	 <p style="text-align: center;">い い じ ま け い こ 飯島敬子 (1965年5月29日生)</p>	<p>1995年4月 裁判官任官 (札幌、千葉、大阪、松江、京都にて勤務)</p> <p>2009年3月 退官</p> <p>2009年6月 弁護士登録（現任）</p> <p>2016年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2022年6月 京福電気鉄道株式会社社外監査役（現任）</p> <p>[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]</p> <p>弁護士として企業法務を通じて会社経営に精通しており、客観的・中立的な立場から職務を適切に遂行できるものと判断したため、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、社外取締役候補者となりました。</p> <p>なお、当社は飯島敬子氏が所属するパーク総合法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、その報酬額は僅少であります。</p> <p>飯島敬子氏は、京福電気鉄道株式会社の社外監査役であります が、当社と同社との間には特別の利害関係はありません。</p>	<p style="text-align: center;">600株</p>

- (注) 1. 候補者小寺利明氏および飯島敬子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 候補者小寺利明氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって8年となります。なお、同氏は、過去に当社の社外監査役であったことがあります。
3. 候補者飯島敬子氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって7年となります。
4. 小寺利明氏および飯島敬子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の22頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 小寺利明氏および飯島敬子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、両氏の再任が承認された場合には、当社は、引き続き独立役員として指定する予定であります。
7. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(ご参考)

取締役候補者および監査等委員である取締役のスキルマトリックス

第2号議案が承認された場合の取締役会・監査等委員会の構成および各役員に対して特に経験・専門性を活かすことを期待する分野は下記のとおりです。

氏名	役職	経営戦略	財務 会計	法律 ガバナンス	グローバル	DX テクノロジー	サステナビリティ 多様性	人材開発
長谷川 宗 平	代表取締役会長	○		○	○	○	○	○
飯 塚 実	代表取締役社長	○		○	○	○	○	○
川 崎 正 志	常務取締役	○			○	○		○
長谷川 晋 平	取締役	○			○			○
小 寺 利 明	社外取締役	○	○					
飯 島 敬 子	社外取締役	○		○			○	
前 田 宏	取締役 常勤監査等委員	○	○	○		○	○	○
牛 島 慶 太	社外取締役 監査等委員	○	○	○				
花 崎 敏 明	社外取締役 監査等委員	○	○	○				

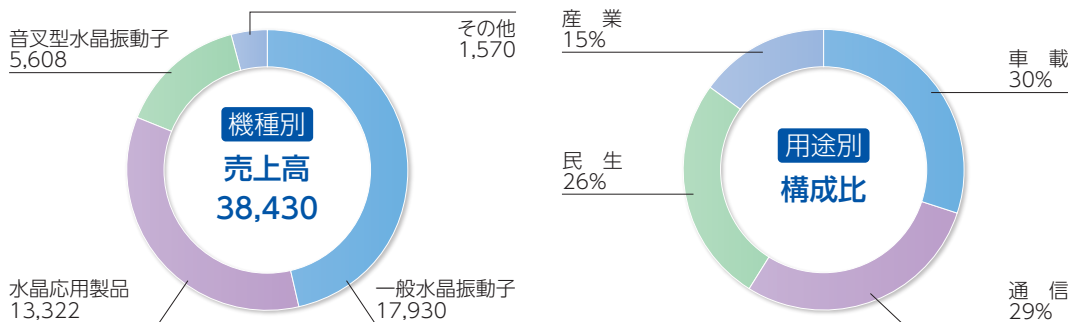
※上記一覧表は、必ずしも各役員の有する全ての経験・専門性を表すものではありません。

(添付書類)

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項 販売の状況 (単位：百万円)



(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過およびその成果

当連結会計年度における経済情勢は、各国のインフレ進行に対する金融政策などにより、景気には減速感が見られました。また、為替相場の変動に加え、半導体不足の長期化、ウクライナ情勢に起因するエネルギー供給リスク問題など、依然として先行き不透明な状況が継続しています。

ICT（情報通信技術）や自動車を含むエレクトロニクスマーケットにおきましては、景気停滞に加え、テレワーク/巣ごもり需要にピークアウト感が見られ通信、民生市場を中心に需要が低迷、車載市場ではADAS（先進運転支援システム）の普及や電装化は進展しましたが半導体不足の影響が顕在化するなど、マーケット全体として低調に推移しました。

このような状況下におきまして、当社グループでは今後の成長を担うフォトリソ製品を中心とする生産設備の増強や基幹システムの再構築など引き続き成長のための投資を行いました。また、今後の注力市場であるインドで開催された「electronica India 2022」やドイツで開催された「electronica 2022」に出展し、当社オリジナル製品である「Arkh（アーク）シリーズ」や「モールドタイプ水晶発振器」を紹介することで、多方面から注目を集めました。

さらに、当社がコアテクノロジーと位置づける水晶ウエハの大判化に向け、世界最大となる6inchウエハ用人工水晶の引き上げに世界で初めて成功しました。水晶ウエハが大き

くなればなるほど、同じ工数で水晶チップの取れ数は大幅に増加し、さらなる企業競争力の強化に繋がります。今後も6inchウエハの量産展開やさらなる大型原石の育成に取り組んでまいります。

これらの結果、当社グループではADASの進展などにより車載向けの販売は増加しましたが、通信分野では中国スマホや通信モジュール向けの製品が低調に推移し、民生分野ではテレワーク／巣ごもり需要がピークアウトしたことから、売上高は38,430百万円（前期比7.0%減）となりました。利益面につきましては、売上の減少に伴い、営業利益は4,210百万円（前期比19.0%減）となりました。為替差益809百万円を営業外収益に計上し、経常利益は5,106百万円（前期比22.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,208百万円（前期比16.6%減）となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は5,913百万円でその主なものは、水晶振動子製造設備等であります。

③資金調達の状況

当連結会計年度において、社債または新株式の発行による資金調達は行っておりません。

④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

⑦吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑧対処すべき課題

今後の経済環境におきましては、各国のインフレ進行に対する金融政策の継続やウクライナ情勢に端を発するエネルギー資源のさらなる高騰、その他地政学リスクなどが懸念され、依然として経済活動の安定化には時間を要すると思われれます。

当社グループを取り巻く環境としては、スマホや無線通信モジュールなどの通信市場やPC／周辺機器などの民生市場において停滞感が継続しており、車載市場における半導体

不足の解消にも一定の時間を要する見込みです。また、景気停滞に伴い設備投資が抑制傾向にあることから産業市場の動きも鈍化しています。

そのような市場環境におきまして、当社グループではインドマーケットの新規開拓や欧州の産業市場、米国のデータセンター市場およびワールドワイドの電気自動車におけるシェアアップなど、当社オリジナルの「Arkhシリーズ」や、その技術を応用した「モールドタイプ製品」をはじめとする新たな製品ラインアップを武器にマーケットポートフォリオを見直すことで業績拡大を目指してまいります。

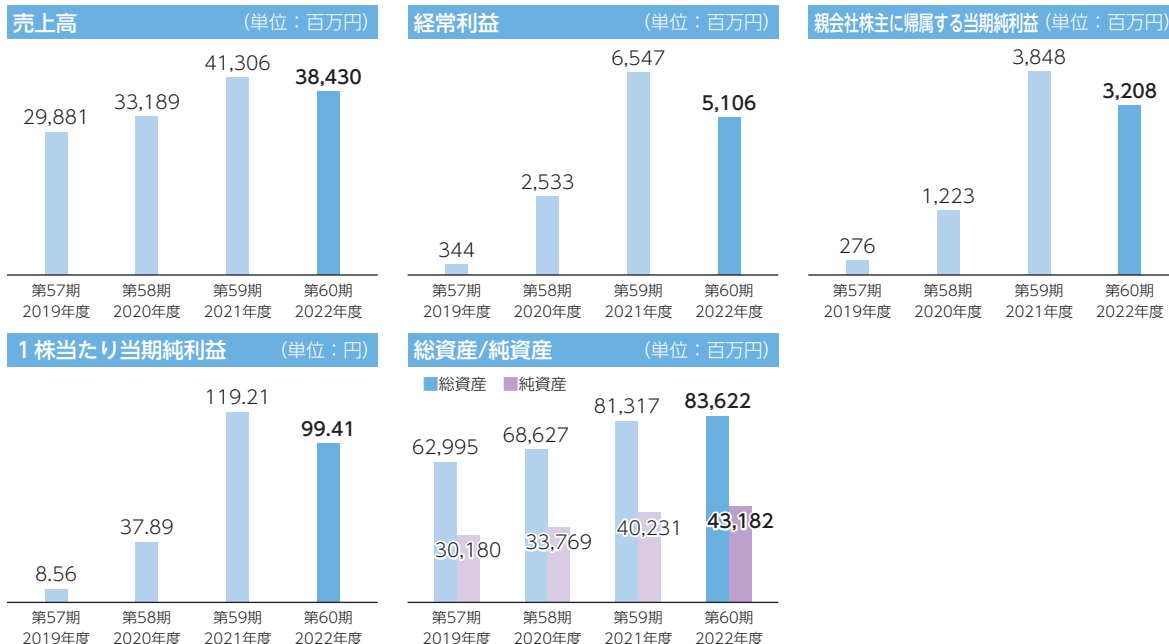
また、長期的な展望といたしまして、自動運転を含め無線通信が必要不可欠な「IoT」を中心にタイミングデバイスの増加を疑う余地はありません。この増え続ける需要に対し、今期に最終年度を迎える第一中期経営計画「基盤整備」の中で生産設備の増強や第二中期経営計画「基盤確立」に向けた準備などを進めてまいりました。今後も「つながる社会」に必要なタイミングデバイスを安定して供給できる体制作りを構築してまいります。さらに、生産数量に比例し増加するCO₂排出量の抑制から、回収／分離といったカーボンニュートラルに向けた新たな取り組みにチャレンジし、重要課題と考えている「安定供給」と「環境対応」の実現に努め、当社オリジナルの新たな価値を創造してまいります。

最後になりますが、当社は経営ビジョンに『「信頼」を合言葉とし、「人と人のつながり」を大切にする精神をもとに、社員全員の瞳が輝く企業を目指す』を掲げています。社員全員が瞳を輝かせながらイキイキと働ける環境と仕組み作りが非常に大切だと考えており、「キモチヨク働く」と「オモシロク働く」の2つの側面からアプローチし、様々な取り組みを推進しています。また、「インテグリティ」の浸透にも力を入れて取り組んでおり、様々な場面で教育を実施しています。最終的には個人だけではなく組織としてのインテグリティも高めながら、確固たる信頼関係を構築し、サステナブル企業として一体感のある「Team 大真空」を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

企業集団の財産および損益の状況の推移



(注) 当社は2021年11月1日付で普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第57期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

区 分	第 57 期 2019年度	第 58 期 2020年度	第 59 期 2021年度	第 60 期 (当連結会計年度) 2022年度
売 上 高 (百万円)	29,881	33,189	41,306	38,430
経 常 利 益 (百万円)	344	2,533	6,547	5,106
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	276	1,223	3,848	3,208
1株当たり当期純利益 (円)	8.56	37.89	119.21	99.41
総 資 産 (百万円)	62,995	68,627	81,317	83,622
純 資 産 (百万円)	30,180	33,769	40,231	43,182

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により算出してしております。また、期中平均発行済株式数につきましては、自己株式を控除して算出してしております。
2. 当社は2021年11月1日付で普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第57期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
DAISHINKU (AMERICA) CORP.	千USドル 1,500	100 %	当社製品の米国地区での販売活動
大真空（香港）有限公司	千HKドル 16,000	100 %	当社製品の主に香港地区での販売活動
DAISHINKU (DEUTSCHLAND) GmbH	千ユーロ 127	100 %	当社製品の欧州地区での販売活動
上海大真空国際貿易有限公司	千元 6,208	100 %	当社製品の主に中国地区での販売活動
DAISHINKU (THAILAND) CO.,LTD.	千タイバツ 117,000	100 %	当社製品の主にアセアン地区での販売活動
DAISHINKU (SINGAPORE) PTE.LTD.	千SGD 1,250	100 %	当社製品の主にアセアン地区での販売活動
PT.KDS INDONESIA	千USドル 27,900	100 %	水晶振動子の製造・販売
天津大真空有限公司	千元 543,570	100 %	水晶振動子の製造・販売
株式会社九州大真空	千円 20,000	100 %	水晶振動子の製造・販売
加高電子股份有限公司	千NTドル 1,070,412	50 %	水晶関連電子部品の製造・販売

(4) 主要な事業内容

当社グループは、人工水晶等の部材から一般水晶振動子、音叉型水晶振動子および水晶応用製品等、電子部品を製造販売する水晶デバイスの総合メーカーです。

(5) 主要な営業所および工場

当社本社	兵庫県加古川市平岡町新在家字鴻野1389番地
国内営業拠点	当社東京営業所（東京都品川区） 当社名古屋営業所（愛知県名古屋市）
国内生産拠点	当社鳥取事業所（鳥取県鳥取市） 当社徳島事業所（徳島県吉野川市） 当社神崎工場（兵庫県神崎郡） 当社西脇工場（兵庫県西脇市） 株式会社九州大真空（宮崎県児湯郡）
海外営業拠点	DAISHINKU (AMERICA) CORP. (アメリカ) 大真空（香港）有限公司（香港） DAISHINKU (DEUTSCHLAND) GmbH（ドイツ） 上海大真空国際貿易有限公司（中国） DAISHINKU (THAILAND) CO.,LTD.（タイ） DAISHINKU (SINGAPORE) PTE.LTD.（シンガポール）
海外生産拠点	PT.KDS INDONESIA（インドネシア） 天津大真空有限公司（中国） 加高電子股份有限公司（台湾）

(6) 使用人の状況

企業集団の使用人数

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
3,350名	395名減

(注) 上記には、臨時使用人は含んでおりません。

(7) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	10,211
株 式 会 社 り そ な 銀 行	3,000
株 式 会 社 中 国 銀 行	2,949
株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	2,000
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,924

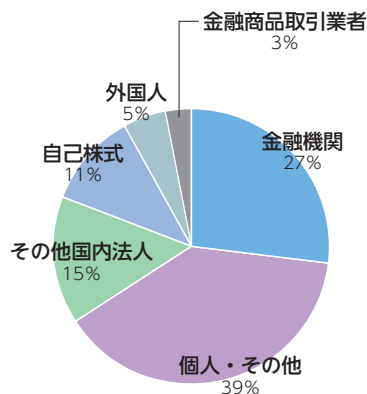
百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 104,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 32,278,552株
(自己株式3,918,416株を除く。)
- (3) 株主数 14,250名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	千株 3,324	% 10.30
一般財団法人長谷川福祉会	2,400	7.44
株式会社日本カストディ銀行 （信託口）	1,090	3.38
株式会社三菱UFJ銀行	992	3.07
株式会社常陽銀行	979	3.03
長谷川宗平	973	3.02
大真空社員持株会	803	2.49
株式会社長谷川	640	1.98
第一生命保険株式会社	569	1.76
日本生命保険相互会社	507	1.57

所有者別株式分布状況(ご参考)



- (注) 1. 持株数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式3,918,416株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
3. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

- (5) **その他株式に関する重要な事項**
該当事項はありません。

3. **会社の新株予約権等に関する事項**
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
長谷川 宗平	代表取締役会長	
飯塚 実	代表取締役社長	
川崎 正志	常務取締役（管理本部長兼素材本部長）	
長谷川 晋平	取締役専務執行役員（営業本部長）	DAISHINKU(DEUTSCHLAND)GmbH 代表取締役
小寺 利明	取締役	
飯島 敬子	取締役	京福電気鉄道株式会社社外監査役
前田 宏	取締役（常勤監査等委員）	
牛島 慶太	取締役（監査等委員）	
花崎 敏明	取締役（監査等委員）	

- (注) 1. 取締役のうち小寺利明氏、飯島敬子氏、牛島慶太氏、花崎敏明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 社外取締役小寺利明氏、飯島敬子氏、牛島慶太氏、花崎敏明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）牛島慶太氏および花崎敏明氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 日常的に重要な社内会議に出席することによる情報収集、内部統制システムの整備・運用状況の日常的な監査、会計監査人・内部監査部門等との緊密な連携等を通じて、監査等委員会の監査・監督機能を強化するために、前田宏氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 取締役飯島敬子氏は、京福電気鉄道株式会社の社外監査役であります。当社と当社との間には特別の利害関係はありません。
6. 当社は、取締役飯島敬子氏が所属するパーク綜合法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、その報酬額は僅少であります。
7. 2023年1月1日付で取締役の地位および担当を次の通り変更しております。
- 川崎正志氏は常務取締役（素材本部長）から常務取締役（管理本部長兼素材本部長）に就任いたしました。
 - 長谷川晋平氏は取締役常務執行役員（社長室長）から取締役専務執行役員（営業本部長）に就任いたしました。
8. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に規定しており、各社外取締役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役がその職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社子会社の取締役、監査役、会計監査人、執行役員およびその他会社法上の重要な使用人（既に退任または退職している者および保険期間中に当該役職に就く者を含む。）であり、保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (千円)	対象となる役員の員数 (名)
取締役(監査等委員を除く)	123,909	8
(うち社外取締役)	(11,700)	(2)
取締役(監査等委員)	14,580	3
(うち社外取締役)	(6,480)	(2)
監査役	7,380	4
(うち社外監査役)	(1,680)	(2)
合計	145,869	15
(うち社外役員)	(19,860)	(6)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 監査等委員会設置会社移行前の取締役および監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第43回定時株主総会において、取締役の報酬額を月額25,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬額を月額5,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名、監査役の員数は4名です。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額および監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年6月29日開催の第59回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を月額25,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役の報酬額を月額3,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち、社外取締役2名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役2名）です。
3. 当事業年度末現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名、監査等委員である取締役は3名であります。上記の支給人員と相違しておりますのは、2022年6月29日開催の第59回定時

株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役4名（うち3名は同総会において監査等委員である取締役に選任され就任）が含まれているためであります。なお、当社は2022年6月29日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

(3) 取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項

当社は、2022年6月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針について一部改定する決議をしております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、月例の固定報酬と役員賞与により構成される基本報酬のみとし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。なお、役員賞与を支給する場合には、当該事業年度の業績を総合的に勘案し、社外取締役の助言を得て、役付取締役で審議し取締役会の決議を経て、株主総会に付議するものとしております。当該株主総会の決議を経た上で、一定の時期に支給するものとしております。

個人別の報酬額につきましては、当事業年度は2022年6月29日開催の取締役会にて代表取締役会長長谷川宗平にその具体的内容の決定を一任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額としております。権限を委任した理由としましては、当社グループを取り巻く環境、当社の経営状況等を最も熟知していることから、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を適切に決定できると判断したためであります。なお、当該権限が適切に行使されるよう、社外取締役の助言を得て、役付取締役で審議した上決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査等委員である取締役の報酬について、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において監査等委員である取締役の協議により決定しております。

なお、当社の役員が当事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであります。

(注) 当社は、2022年11月11日に報酬委員会を設置いたしました。

報酬委員会での審議を経て、2023年4月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針を一部改定しております。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況、発言状況および 社外取締役役に期待される役割に関して行った職務の概要			
	取締役会 12回/12回 出席	監査役会 -	監査等委員会 -	指名委員会 2回/2回 出席
社外取締役 小寺 利明				
社外取締役 飯島 敬子				
社外取締役 (監査等委員) 牛島 慶太				
社外取締役 (監査等委員) 花崎 敏明				

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

SCS国際有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	38,000千円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,000千円

- (注) 1. 監査法人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分しておりませんので、これらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等について、確認し検討した結果、報酬額につき会社法第399条第1項の同意をしております。

(3) 子会社の監査

当社の重要な子会社であるDAISHINKU (AMERICA) CORP.、大真空(香港)有限公司、DAISHINKU (DEUTSCHLAND) GmbH、上海大真空国際貿易有限公司、DAISHINKU (THAILAND) CO.,LTD.、DAISHINKU (SINGAPORE) PTE.LTD.、PT.KDS INDONESIA、天津大真空有限公司、加高電子股份有限公司は当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

その他会計監査人の職務を適切に執行することが困難と認められる場合には、当社監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制および方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

当社は、2006年5月19日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制（以下「内部統制システム」という。）整備の基本方針について決議し、2022年6月29日開催の取締役会において、一部改定する決議をいたしました。

- ①当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- 1)企業集団として、コンプライアンスや情報セキュリティなどを含めた理念の統一を保つために大真空グループ内部統制基本方針を定め、当社子会社にも展開するものとする。
 - 2)コンプライアンス体制の基礎として、企業理念および行動基準ならびにCSR行動規範を定め、周知徹底を図るとともに、当社子会社にも展開するものとする。
 - 3)コンプライアンス体制の展開のために各種規程、手順書、マニュアル等を定め、取締役および使用人に周知徹底を図るものとする。
 - 4)内部通報規程に基づきコンプライアンスに関する相談室および内部通報窓口を設置し、当社における法令遵守その他コンプライアンスに抵触する重大な事実を発見した者は、直ちに上記窓口に通報するものとし、上記窓口は取締役会ならびに監査等委員会に報告する体制を整えるものとする。当社子会社においても、法令遵守その他のコンプライアンスに抵触する重大な事実を発見した場合には、当社内部通報窓口へ直接通報可能な体制を構築するものとする。
 - 5)関係する法令等の遵守および企業倫理を励行し、企業理念に適った企業活動を行うとともに、社会から信頼される企業となるために、全社的なコンプライアンス教育を定期的実施するものとする。
 - 6)反社会的勢力に対しては、毅然とした対応をとり、一切関係を持たない。事案が発生した場合は外部専門機関と連携して対処するものとする。

<①運用状況>

- ・大真空グループ内部統制基本方針を定め、グループ会社に展開するとともに、CSR行動規範についてもグループ会社へ周知徹底を図っております。当社においては、CSR行動規範等の周知活動として、毎年1回全社的なコンプライアンス教育や階層別でのコンプライアンス教育を実施しております。また、全従業員を対象にCSR行動規範セルフチェックを実施し、結果のフィードバックを行うなどCSRに対する意識を醸成し、浸透・定着を図る取り組みを行っております。なお、企業理念および行動基準ならびにCSR行動規範等は常に社内で閲覧できる状態とし社内周知するとともに、会社ホームページ（URL:<https://www.kds.info>）においてもCSR行動規範等を掲載し、当社のCSRについての考え方を広く配信しております。
- ・当社および当社子会社においては、内部通報規程を策定し、内部通報窓口を設けて、適正に運用を実施しております。なお、内部通報の運用状況については定期的に取り締役会へ報告し、確認を行っております。
- ・社会的な正義を実践するためCSR行動規範に反社会的勢力に対して毅然とした対応を行うよう規定し、反社会的勢力排除に向けて周知徹底を図っております。
- ・当社のCSR行動規範を推進するために、CSR調達ガイドラインを作成し、会社ホームページにおいて、広くサプライヤーに配信しております。
- ・法令遵守の一環として、労働安全衛生法に基づき各拠点における労働安全衛生委員会を設置し、加えて全社会議体として毎月1回労働安全衛生連絡会、ならびに四半期に1回全社労働安全衛生会議を開催することにより、安全衛生の強化を図っております。

②当社および当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 1)取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程および文書取扱規程等に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、規定に定められた年限の管理を実施するものとする。
- 2)情報の重要性を認識し、経営情報・営業情報・技術情報等の情報資産を保護するための指針を定め、適切に管理するために各種規程の整備・見直しを実施するものとする。

<②運用状況>

- ・取締役会規程および文書取扱規程等に基づき、保存年限および所管部門を定めて、適切に保存および管理しております。また、情報セキュリティの面でも情報セキュリティ基本方針等の社内規則を定めて、適切な管理強化を図っております。
- ・定期的な情報セキュリティ自己点検チェックとフィードバックを実施することで、機密情報の取り扱いや不審メールへの対応など、情報セキュリティに対する意識を高めており、また、メール訓練などより実践的な教育も実施することで、サイバー攻撃に対する意識の向上にも努めております。
- ・自然災害やハードウェア障害、サイバー攻撃などによるデータ消失のリスクに対して情報システム緊急障害対応規程を定めて、復旧手順の整備と有効性の評価を行っております。
- ・情報資産の保護やBCPへの取り組みの一環として、サーバの定期的なバックアップの実施や遠隔地へのバックアップデータの保管を実施しており、また、データセンターでのサーバ運用も検討を進めております。

③当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 事業の継続・安定的発展を確保するためのリスク管理規程に従い、当社を取り巻く様々なリスクを識別し、そのリスクの把握と統合的管理を実施するものとする。
- 2) 不測の事態が発生した場合には、危機管理規程に従い、適切な処置を行うための対策本部を設置し、情報化時代に対応したグローバルな企業集団としての危機管理体制の展開を実施するものとする。
- 3) 内部統制推進部門を定め、社内にはリスク管理と一体となった内部統制システムを部門ごとに整備することとする。
- 4) 内部監査部門を設置し、内部統制システムの有効性の評価・モニタリングを実施するものとする。

<③運用状況>

- ・当社では、全社リスク一覧表を策定の上、定期見直しを実施し、リスク対応活動を推進しております。
- ・当社では、日常業務の視点において、各部門の固有リスクを洗い出し、評価付け、優先順位をつけた洗出表を作成し、社内にはリスク管理体制の強化を図っております。また、内部監査部門による内部統制システムのモニタリング監査を実施し、その有効性の確認を実施しております。
- ・危機管理マニュアルを策定しており、自然災害発生時の初動体制を整備するとともに、社内への周知徹底を図っております。
- ・サイバー攻撃への対応を目的としたサイバーセキュリティ対策規程を定め、脆弱性対策、技術的対策などを行っております。また、アラート通知や管理コンソールなどの監視機能を活用しサイバー攻撃に対する監視を行っております。

④当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期的に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、常務会における審議を経て取締役会で執行の決定を実施するものとする。
- 2)取締役および執行役員によって構成される経営会議を開催して、個別経営課題を実務的な観点から協議を実施するものとする。
- 3)取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程、および職務権限規程において、それぞれの責任、執行手続きの詳細について定めることとする。
- 4)短期および中長期の経営計画を策定し、進捗管理を行うことにより、経営の効率化を図るものとする。

<④運用状況>

- ・取締役会規程等に基づき、第60期において取締役会を12回開催しております。また、取締役会開催に先立ち、常務会を12回開催しております。さらに、経営会議を原則月1回開催し、個別経営課題を実務的な観点から協議しております。
- ・取締役会の実効性を一層高めていくため、取締役会出席メンバーを対象としたアンケートを実施し、その結果分析・評価を行い、さらなる取締役会の機能向上を目指し、取り組みを進めております。
- ・四半期ごとに各部門長以上を参加対象とした利益計画進捗報告会を開催し、経営目標に対する進捗管理を行っております。
- ・10年長期経営計画「OCEAN+2戦略」を掲げ、会社全体で長期ビジョンを共有することで向かうべき方向を浸透させ、実現に向けた取り組みを進めております。

⑤当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、その他の当該株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社ごとに責任担当者を決定し、事業の統括管理を図る。また、定期的に報告会を開催する他、適宜重要事項を各子会社の代表者に報告させ、必要に応じて指導、改善を行うものとする。

<⑤運用状況>

- ・当社の子会社に関しては当社各担当取締役および執行役員より指導および監督を行う他、子会社管理部を設置しており、取締役会にて月次の業績報告を行わせるなど経営状況の適切な把握に努めております。
- ・四半期ごとに開催している利益計画進捗報告会に各子会社代表者を出席させ、業績結果および計画等の報告を受けております。

⑥監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会は、当社使用人に対し、補助者として監査業務の補助を必要とする場合には、監査等委員会が適任と認めた使用人を指名できるものとする。

⑦監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の補助者の人事異動、評価および懲戒処分等は、監査等委員会の承認を得るものとする。なお、当該補助者は、他の職務を兼任できるが当該補助業務を優先するものとし、当該補助業務につき監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。

⑧取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- 1)取締役会は監査等委員会に報告すべき事項を定める規程を監査等委員会と協議の上定め、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は上記規程に従い、監査等委員会へ報告するものとする。
- 2)当社および当社子会社の役職員は、当社監査等委員会が選定する監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- 3)当社常勤監査等委員を通報窓口とする内部通報制度を設置し、子会社の使用人等が当社常勤監査等委員に直接報告することができる制度を整備する。

⑨前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社および当社子会社の内部通報に関する規程において、当社および当社子会社の役職員が当社常勤監査等委員に対して直接通報を行うことができることを定めるとともに、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益取り扱いを禁止する旨規定する。

⑩監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- 1) 当社は監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- 2) 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。

⑪その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査等委員会は必要に応じて意見交換会を開催するとともに、会計監査人と監査等委員会は定期的または随時に意見交換会を開催するものとする。

<⑥～⑪運用状況>

- ・ 監査等委員会に関する事項については、監査等委員会規程を定めており、常に社内で閲覧できる状態にし、適切に運用しております。
- ・ 監査等委員の職務の執行に必要な費用については、あらかじめ適切に予算計上がされ、速やかに費用支払いを行っております。
- ・ 監査等委員会の監査の実効性を確保するため、監査等委員会への報告規程を定めており、適正に運用し、必要な報告および情報提供を行っております。また、監査等委員が取締役会その他重要会議に出席することにより、必要な情報を得て監査等委員の立場から積極的に発言をしております。
- ・ 監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、情報交換を行っております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配するもののあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定めを定款に設けておりませんので、該当事項はありません。

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数は表示単位未満の端数を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流 動 資 産	46,711,499	流 動 負 債	19,465,802
現金及び預金	18,517,098	支払手形及び買掛金	1,827,047
受取手形及び売掛金	9,514,449	短期借入金	2,361,569
契約資産	173,175	一年内返済予定の長期借入金	9,658,529
有価証券	39,854	リース債務	254,663
商品及び製品	7,221,518	未払金	2,659,707
仕掛品	5,292,225	未払法人税等	976,237
原材料及び貯蔵品	4,660,821	契約負債	11
その他	1,301,442	賞与引当金	800,654
貸倒引当金	△9,087	その他	927,382
固 定 資 産	36,910,953	固 定 負 債	20,974,031
有形固定資産	30,585,178	長期借入金	18,390,443
建物及び構築物	3,132,878	リース債務	173,217
機械装置及び運搬具	13,069,856	繰延税金負債	1,135,633
工具、器具及び備品	1,150,322	退職給付に係る負債	1,048,161
土地	5,920,297	長期未払金	77,838
リース資産	414,984	資産除去債務	27,837
建設仮勘定	6,896,838	その他	120,898
無形固定資産	1,184,714	負 債 合 計	40,439,833
投資その他の資産	5,141,060	(純資産の部)	
投資有価証券	2,812,160	株 主 資 本	31,088,569
長期貸付金	1,285	資 本 金	19,344,883
退職給付に係る資産	678,734	資 本 剰 余 金	7,172,364
繰延税金資産	756,688	利 益 剰 余 金	6,500,970
その他	919,991	自 己 株 式	△1,929,648
貸倒引当金	△27,800	その他の包括利益累計額	4,812,905
資 産 合 計	83,622,452	その他の有価証券評価差額金	1,069,484
		為替換算調整勘定	3,318,351
		退職給付に係る調整累計額	425,069
		非支配株主持分	7,281,144
		純 資 産 合 計	43,182,619
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	83,622,452

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(2022年 4月 1日から
2023年 3月 31日まで)

科 目	金 額
高 価 益	千円 38,430,954
上 原 利 益	26,788,733
上 総 利 益	11,642,221
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	7,432,201
営 業 外 利 益	4,210,019
受 取 利 息	76,291
受 取 配 当 金	78,406
為 替 差 益	809,247
そ の 他	289,760
営 業 外 費 用	1,253,705
支 払 利 息	209,573
そ の 他	148,051
経 常 利 益	357,624
特 別 利 益	5,106,100
投 資 有 価 証 券 売 却 益	46,631
固 定 資 産 売 却 益	13,607
特 別 損 失	60,239
固 定 資 産 売 却 損	0
固 定 資 産 除 却 損	431
減 損 損 失	38,102
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	38,533
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,431,647
法 人 税 等 調 整 額	145,886
当 期 純 利 益	1,577,533
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	3,550,272
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	341,473
	3,208,798

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	31,091,983	流動負債	14,370,594
現金及び預金	10,227,850	買掛金	2,918,342
受取手形	218,516	短期借入金	400,000
売掛金	9,197,991	一年内返済予定の長期借入金	7,237,316
商品及び製品	3,494,337	リース債務	100,995
仕掛品	3,088,066	未払金	1,803,927
原材料及び貯蔵品	1,886,242	未払費用	310,525
前払費用	118,888	未払法人税等	797,039
その他	2,860,091	契約負債	11
固定資産	29,865,436	預り金	25,811
有形固定資産	14,169,621	賞与引当金	764,874
建物	1,704,198	その他	11,751
構築物	29,780	固定負債	13,814,086
機械及び装置	3,488,178	長期借入金	13,580,669
車両運搬具	8,794	リース債務	127,741
工具、器具及び備品	621,571	資産除去債務	27,837
土地	4,608,011	その他	77,838
リース資産	225,482	負債合計	28,184,681
建設仮勘定	3,483,604	(純資産の部)	
無形固定資産	1,069,476	株主資本	32,440,199
ソフトウェア	19,988	資本金	19,344,883
電話加入権	12,591	資本剰余金	7,158,724
その他	1,036,896	資本準備金	5,781,500
投資その他の資産	14,626,338	その他資本剰余金	1,377,224
投資有価証券	1,220,606	利益剰余金	7,866,239
関係会社株式	12,527,407	その他利益剰余金	7,866,239
関係会社出資金	210,145	繰越利益剰余金	7,866,239
繰延税金資産	74,680	自己株式	△1,929,648
前払年金費用	123,240	評価・換算差額等	332,539
その他	498,058	その他有価証券評価差額金	332,539
貸倒引当金	△27,800	純資産合計	32,772,738
資産合計	60,957,420	負債及び純資産合計	60,957,420

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書

(2022年 4 月 1 日から
2023年 3 月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	千円	千円
売 上 高		30,651,966
売 上 原 価		23,570,495
売 上 総 利 益		7,081,470
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,326,535
営 業 利 益		2,754,935
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	745,541	
為 替 差 益	524,081	
そ の 他	219,940	1,489,563
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	50,824	
賃 貸 費 用	75,426	
そ の 他	11,061	137,313
経 常 利 益		4,107,186
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	57	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	46,631	46,689
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	276	276
税 引 前 当 期 純 利 益		4,153,599
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,105,562	
法 人 税 等 調 整 額	△11,281	1,094,280
当 期 純 利 益		3,059,318

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社大真空
取締役会御中

SCS国際有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 牧 辰 人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 裕 司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大真空の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大真空及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社 大 真 空
取締役会 御 中

SCS国際有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 牧 辰 人
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 裕 司
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大真空の2022年4月1日から2023年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第60期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。なお、当社は2022年6月29日開催の第59回定時株主総会におきまして監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しましたが、2022年4月1日から2022年6月29日定時株主総会終了時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の計画等に基づき、会社の内部監査部門、内部統制システム推進部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類や重要な会議の議事録等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、各社取締役や子会社管理部門等から事業及び管理状況の報告を受け、さらに内部監査部門から子会社を含む監査の結果について随時報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）及び日本公認会計士協会の実務指針（品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」）に従って、整備・運用している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人SCS国際有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人SCS国際有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

株式会社大真空 監査等委員会

常勤監査等委員 前田 宏 ㊟

監査等委員 牛島 慶太 ㊟

監査等委員 花崎 敏明 ㊟

(注) 監査等委員 牛島慶太及び花崎敏明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



トピックス

世界一の大型原石の育成に成功

エレクトロニクス技術の発展とともに水晶デバイスには小型、高周波、高精度などの価値が求められています。水晶片の加工において、従来の機械加工ではこれらの要求に対応することが難しくなっており、半導体の製造にも使われている微細加工に適したフォトリソ工法（写真を現像する仕組みを応用した技術）を利用する場面が増えていきます。フォトリソ工法では使用する水晶ウエハのサイズが大きくなればなるほど、同じ工数で水晶チップの取れ数は大幅に増加するために、さらなる企業競争力の強化につながります。

当社では約10年前から水晶原石の大型化とウエハの大判化に取り組んでおり、2022年6月には世界最大となる6 inchウエハ用人工水晶の量産化に世界で初めて成功しました^{*}。現在は、当社量産品への展開を進めるとともに、さらに大型となる8 inchウエハ用人工水晶の開発にも着手しています。

水晶原石の大型化、ウエハの大判化は、技術的／時間的にも参入障壁が高く、長期経営計画

「OCEAN+2戦略」を実行するうえで、他社との差別化、競争優位性を確保するためのコアテクノロジーとして、非常に重要な取り組みであると考えています。

※当社調べ



株主総会会場ご案内

会場

株式会社 大真空 本社会議室
兵庫県加古川市平岡町新在家字鴻野1389番地
電話番号 079-426-3211 (代表)



アクセス

最寄駅 | J R 神戸線
東加古川駅から徒歩2分

お願い 駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

